

2014年11月14日

お客様各位

株式会社 MOL JAPAN

チリ向け B/L 記載事項のご案内

平素は、弊社サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、チリ向け B/L につき、現地税関において新規制が制定され、記載必須項目が追加となりましたので、下記の通りご連絡申し上げます。

記

1. **対象貨物**：チリ向け貨物(T/S 貨物を含む)

2. **B/L・マニフェスト 記載項目**：

①Shipper

-正式名称、住所、電話番号 もしくは E-mail アドレス

②Consignee/Notify Party

-正式名称、住所、電話番号 もしくは E-mail アドレス

-RUT(TAX ID) * Consignee/Notify Party がチリ国外の場合は不要

-Consignee が Forwarder の場合、正式名称、住所、電話番号 もしくは E-mail アドレスの後に”Forwarder”の文言の記載

③Description

-具体的な品名

-Payment Term(Freight Prepaid/Collect)の表記

-[2013年1月25日付ご案内](#)の通り、危険品の場合は Proper Shipping Name、IMO Class、UN Number、Emergency Contact (Person and Telephone Number)の記載が必要

* 上記記載必須項目が記載漏れの場合、Consignee 様へのペナルティ請求や、荷揚げができなくなる可能性がございますので、上記記載必須項目を漏れなく記載いただけますよう、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上

お問い合わせは、各営業担当または下記までお願い致します。

マーケティンググループ 南米・アフリカトレード担当 (TEL : 03-3587-7133)

横浜ブッキングセンター 南米・アフリカトレード担当 (TEL : 050-3786-7136)

Mitsui O.S.K. Lines (Japan), Ltd.www.moljapan.co.jp